

新型コロナウイルス肺炎の感染拡大防止に関する申し入れ（第5回）

流山市長 井崎 義治 様

2020年 4月 15日

日本共産党流山市議団・日本共産党流山市委員会

『緊急事態宣言』の発令から1週間が経過したが、都内における感染者および経路不明感染者の急増に加え、市内各事業所・店舗における「休業」「倒産」の広がりを考慮しなければならなくなっている。

とりわけ、救急医学会・日本臨床救急医学会による「救急医療の崩壊」の指摘にくわえ、人口急増の一方で医療整備が不足している本市の実情、市内在住者陽性患者の実態（50代以下、経路不明者、男性ともに83%となっており、無症状（軽症者）、かつ働き盛りの男性が感染拡大の要因となっている可能性が非常に高い）をうけ、『宣言』の実効性を一段と高めるため、以下、要請する。

記

1、国に対し、以下、要請すること。

ア、現行制度に加え、『宣言』の実効性をあげる観点から、自粛と一体で十分な補償を位置づけ、真に、人との接触を8割以下に削減できるよう支援に万全を期すこと。また雇用や賃貸借など各契約の打ち切りを続出させないための支援を行うこと。

イ、「生活支援臨時給付金」に加え、国民一人当たり10万円を支給し、収入の増減や世帯構成ではなく、早期に、広く国民に支援が行きわたるよう支援体制を構築すること。

ウ、「アルバイトが休業し、下宿家賃や授業料が払えない」との声にこたえ、学生への支援を強めるとともに、拡充される「住宅確保給付金」等の積極的な活用を推進すること。

エ、PCR検査等の体制充実、医師の診断のみによる早期検査の実施と感染患者等の受入病床を確保するための財政措置、医療体制への維持・充実、現時点で有効性が指摘されている薬物等の早期投与等、現場の支援強化を早期に実施すること。

オ、消費税5%へ減税し、消費拡大のより経済の足腰を強くすることはもとより、日常生活で自粛を強いられている、市民の不安な気持ちを少しでも払拭すること。

2、千葉県に対し、以下、要請すること。

ア、施設の休業要請に伴う休業補償など中小企業への支援策を早急に実施するとともに、所要財源の確保すること。

また、補償を前提とし、都心との往来が激しい本市の実情にあわせ、施設使用制限を求める対象施設に、東京都と同じく「保育所、介護老人保健施設」「百貨店、マーケットその他物品販売業」「理髪店、質屋その他サービス業を営む店舗」を含めること。

イ、陽性患者で入院対象者が二桁も待機せざるを得ない松戸保健所管内の状況から、PCR検査等の体制充実・医師の診断のみによる早期検査の実施、医療体制への維持・充実に向けた支援強化すること。

ウ、感染者の増加に備えた病床及び軽症者のための宿泊施設の確保等の取組みをさらに加速するとともに、これらを市独自で実施した場合、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく県の行動計画に位置付け、適切な財政措置を行うこと。

エ、クラスターの発生場所、規模等について、迅速に情報を共有するとともに、的確にこれを公開し、それらの場所への外出の自粛要請を強力に行うこと。

3、市役所等の体制を抜本的に改める取り組みを、以下、要請する。

ア、深刻化する方向でステージ上がっていることを鑑み、「対策本部」事務局体制の抜本的強化をはかること。

特に、総合政策部をトップとし、各施策の進行管理を全庁的に把握し、横断的な政策立案、専門分野ならではの施策の充実・強化を行うこと。

イ、必要な部署への体制強化にむけ、部課を超えた人員配置などを行うこと。

特に、各部の部長・次長、各課の課長・課長補佐は、万が一の場合も、職責者が長期にわたり不在とならないよう万全を期すこと。

ウ、通常の出勤や公共交通機関による長時間の移動について、大胆に抑制する立場から、「特別休暇」の取得徹底、時差出勤の本格導入やテレワーク等の導入、一時的宿舎借り上げ、職員駐車場の臨時確保、保育園等の利用抑制などあらゆる手立てを実行すること。

そのために、毎年実施予定のごみゼロ（5月第4日曜）等、コロナ感染症対策に関連せず、早期に市民の命や安全にかかわるもの以外の業務（当面は5月いっぱい）はいったん凍結し、自治会や市民等へ連絡・周知すること。

エ、外出自粛要請に伴い増大している一般家庭ごみについて、収集事業者における感染防止を徹底するため、必要な感染予防備品を支援するとともに、体調不良者が休んでも業務が遂行できるよう、市職員配置など特別な支援をすること。

特に、ゴミ焼却場施設運転管理業務や上下水道等など特別な技術を要し、限られた人員体制で行っている業務について、長期にわたる休止を避けるため、一般市民との接触削減を最大限実施すること。

オ、継続的な体調不良にとどまらず、コロナ感染に伴う休業店等の利用、感染者との濃厚接触の疑いから、一時的に自宅等へ待機を余儀なくなされている市職員や市公共サービスを担う各職員について、保健所への十分な相談もできず、PCR検査も未実施のまま放置されていることがないよう、必要な報告・相談、検査、療養・治療が早期に実施されるよう再度徹底すること。

3、医療機関、介護・障がい者関連の全施設に対し、現場の実態に沿って、市独自の財政的支援をよりいっそう強化し、医療・福祉のセーフティネットを維持すること。

特に現時点で、「陽性」患者または疑いのある患者の外来・入院に対応している病院については、感染防止備品の充足強化、市職員（保健師・看護師・受付係等）の特別配置にとどまらず、感染受入病床確保のための財政措置（1床につき約2千万円程度）など地域の医療崩壊を必ず阻止するため、特別な手立てを行うこと。

4、我が党が提案してきた保健センターを活用した「発熱外来」は、民間病院でスタートしたが、過重な負担が集中し、簡易テントでは継続がままならない。市内各院所及び平日夜間休日診療所の役割・機能を維持させるうえでも、医師会と早急に連携し、「発熱外来」・検査センターの設置を検討すると同時に、民間院所主導で設置する「発熱外来」に対し、設置経費を支給し、市全体で「発熱外来」の維持・充実に力を尽くすこと。

5、預かり学級、学童保育、保育について

ア、緊急事態宣言の発令の実効性をあげるため、「強い、自粛要請」ではなく、「原則、休園・休校」の措置へ移行すること。

保護者のいっそうの協力がなければ、保育士等は人との接触を削減できず、保育士本人やその家族、それに付随する各種業務も休業できず、緊急事態宣言の実効性があがらないことから、現場任せにせず、市として説明責任を果たすこと。

そのために、事業主への依頼文や特別保育等の申請依頼などあらゆる取り組みを行うこと。

また、市や保健所の指導により、一時的に自宅待機となっている職員がいる場合は、保護者に早期に情報を伝達し、自粛の協力や利用児童等の体調確認の更なる徹底、感染拡大した場合の早期対応を図ること。

ただし、政府が例示している▽医療従事者▽社会機能維持のための就業継続が必要な者▽ひとり親家庭等で仕事が休むことが困難な場合と、子ども自身に障害があり一人で過ごすことが難しい場合（以下、医療従事者等）は利用自粛の対象を除外すること。

イ、保育ステーションは、「メガクラスター」を招く恐れが非常に高く、しかも、要検査対象者と感染者の急増が医療崩壊に拍車をかけ、さらに関連施設の休園（校）の拡大は医療従事者等の保護者の就業継続への障害となりえることを考慮すれば、「強い自粛要請」のみで本事業を継続することは、もはや保護者の責任ではなく行政長としての責任であることを踏まえ、『宣言』が取り下げられるまで「休止」し、各自での通園を求めること。

ウ、小中学校における教職員について、不要不急の事業精査を行い、学校再開後、教職員及び児童生徒の負担軽減に向け、準備・改善を図ること。

エ、学童保育及び放課後等デイサービスについては、運営費にゆとりがなく、3月初旬からの職員の負担が大きく蓄積されていることを鑑み、増員配置に対する特別な予算措置を行い、人員体制の強化を支援すること。

5、生活防衛の取り組み強化について

ア、1年延期が決定した「東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地等誘致事業：2514万円」や開演中止となった「おたかの森ホール国際室内音楽祭共済事業：300万円」など「不要な事業費」はもとより、「流山市ブランド確立と住民誘致の推進事業：2349万2千円」「観光費：1億523万6千円」をはじめ、各部各課の「不急な事業費」についても執行を一時凍結し、コロナ感染症対策関連経費へ振り向けること。

イ、市独自に起債発行をしてでも、市民のいのちと安全を守りぬくという姿勢を確立し、必要経費・対策費を確保すること。

特に、「日常生活で自粛を強いられている、市民の皆さんの不安な気持ちを少しでも払拭する」ことを目的とし、財政調整積立基金を活用し、市民一人、1万円支給を決めた山梨県富士

吉田市（人口：48300人、令和2年度予算：239億4千万円）のように、本市でも市民全員に、一人当たり一定額を支給し、日々の生活防衛に役立ててもらふこと。

ウ、法人事業者の3分の2が家族経営の超零細事業者であり、かつ40年近く、他市にはない法人市民税法人割の超過課税を徴収してきた本市の実情から、第1弾として、資本金1千万円以下の1法人に対し10万円を早期支給し、国・県の取り組みと一体で経営継続を支援すること。

エ、コロナ休業、コロナ倒産、コロナ失業など各対策を強化しつつ、生活保護による支援を抜本的に強化し、生活防衛策を張り巡らすこと。

オ、「陽性」患者または疑いのある患者のうち、国民健康保険加入世帯に対しては、傷病手当を支給できるよう条例改正、関係機関及び加入者への周知等必要な手立てを早急にとること。

カ、今後、おおたかの森駅前市有地内のホテルにおける療養患者の収容確保をはじめ、市内体育館における遺体安置にむけた一時的保管場所等、各ステージに応じた対応策を想定し、準備を始めること。また感染の拡大や対策に応じ、葬祭事業者等の取り組みへの支援創設に向け、準備を始めること。

6、感染者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別（コロナヘイト）につながる行為は決して許されるものではない。市長メッセージを発し、人権や風評被害に配慮した対策を講じること。

以上